

広島県告示第千百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によつて、就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤田雄山

指定障害福祉サービス事業者 の所在地	名稱	指定障害福祉サービス事業者 の所在地	名稱	指定年月日
医療法人仁康会 三原市小泉町四 二四五番地	北福祉会 社会福祉法人備 三次市君田町東 一入君二〇九番地	医療法人仁康会 三原市小泉町四 二四五番地	北福祉会 社会福祉法人備 三次市君田町東 一入君二〇九番地	障害福祉サービス事業所 行う事業所
ワークハウスさ くら草	障害者社会就労 センター三次	ワークハウスさ くら草	障害者社会就労 センター三次	障害福祉サービス事業所 行う事業所
三原市小泉町四 二三四番地一	三原市十日市東 三丁目一二番四 一号	三原市小泉町四 二三四番地一	三原市十日市東 三丁目一二番四 一号	指定年月日

医療法人仁康会

三原市小泉町四
二四五番地

ワークハウスさ
くら草

三原市小泉町四
二三四番地一

平成一九年
七月一日

医療法人仁康会

三原市小泉町四
二四五番地

ワークハウスさ
くら草

三原市小泉町四
二三四番地一

平成一九年
七月一日